

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 2 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520013

研究課題名(和文) ヴォルフ主義哲学との関係から見たカントのヴィルキューアの自由をめぐる総括的研究

研究課題名(英文) Comprehensive research on Kant's freedom of arbitrary from the viewpoint of the connection with Wolffian philosophy

研究代表者

檜垣 良成 (HIGAKI, Yoshishige)

筑波大学・人文社会系・准教授

研究者番号：10289283

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円、(間接経費) 540,000円

研究成果の概要(和文)：カントの「ヴィルキューアの自由」の概念を、アレクサンダー・ゴットリーブ・バウムガルテンの"liberum arbitrium"の概念との関係において研究した。バウムガルテンは、自由というものを三つのステップで考察した(1. 自発性、2. ヴィルキューア、3. 自由なヴィルキューア)。カントはこの区別を継承し、純化した。その結果として、カントのヴィルキューアの自由は、彼の後期著作『単なる理性の限界内における宗教』においても、「選択の自由」を含意するはずはない。なぜなら、自由なヴィルキューアの規定根拠は純粋理性以外の何ものでもないからである。

研究成果の概要(英文)：I researched the concept of Kant's "freedom of the arbitrary" from the viewpoint of the connection with the concept of Alexander Gottlieb Baumgarten's "liberum arbitrium". Baumgarten considered the freedom in three steps (1. spontaneity, 2. arbitrary, 3. free arbitrary). Kant inherited and purified this distinction. Consequently, Kant's freedom of the arbitrary in his late writing "Religion within the boundaries of mere reason" also shouldn't imply "freedom of choice". Because the determining reason of free arbitrary is nothing but pure reason.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学、哲学・倫理学

キーワード：カント ヴォルフ主義哲学 バウムガルテン ヴィルキューア 自由

1. 研究開始当初の背景

既に19世紀初頭にJ.F. ヘルバルトが『悪に関する諸会話』(1817年)において、カントの実践哲学においては相互に矛盾する二つの「自由」概念があると批判した。有名な「自律の自由」と、悪をも選ぶ「選択の自由」の二つである。その後の研究者たちも、概ねこのような区別を認めつけ、例えば、1960年に『カント実践理性批判の注釈』を公にしたルイス・ホワイト・ベックなども、些か変形させた形で「自律の自由」と「自発性の自由」との区別について論じ、さらにこの区別を「意志」と「ヴィルキューア」(Willkür)との区別に重ね合わせた。わが国では、1965年に矢島洋吉が『カントの自由の概念』において、同じ区別を主題的に問題にしている。最近では、保呂篤彦が『カント道徳哲学研究序説 自由と道徳性』(2001年)において、この区別の問題を取り上げ、それらの自由が相互に矛盾するものではないことを明らかにしようと試みているが、特にヴォルフ主義哲学とのコンテクストにおける文献学的検証の不足のために、その成果は必ずしも充分とは言い難い。海外においても、この点に関する研究は手薄である。

研究代表者は前年度まで、カントの哲学形成に直接影響を与えたヴォルフ主義哲学者アレクサンダー・ゴットリーブ・バウムガルテンの「欲求能力」論を検討してきた(平成20-22年度基盤研究(C)「カント哲学のコンテクストとしてのバウムガルテン「欲求能力」論の検討」。この研究によって、バウムガルテンの「経験的心理学」において、欲求の前提となる「感覚能力」や「快と不快」、「欲求」一般の構造、Triebfeder, Antrieb, Bewegungsgrund (Motiv)などの「動因」(Bewegursache)の概念、上級欲求能力である「意志」と、「好み」(Belieben)に従う「ヴィルキューア」との関係、そのヴィルキューアの「自由」、そして「道徳法則」といったものがいかに捉えられているかが精確に明らかになった。本研究は、その成果を受けていよいよカントの実践哲学の根幹概念である「自由」について説得力のある新たな知見をもたらそうとするものである。

2. 研究の目的

研究代表者は、ヴォルフ主義哲学との対決という視点からカント哲学を再検討して成果をあげてきたが、今回は、前年度までのバウムガルテン「欲求能力」論の検討を踏まえて、「ヴィルキューア」の「自由」に焦点を絞り、この自由が、「意志」の「自律」とは異なる事態を意味するわけではないということ、そして、後期著作において「意志」と「ヴィルキューア」の概念に特別な変化が生じたわけではなく、従来からの「意志」という概念がより「純化」されたにすぎないとい

うことを、文献学的実証と哲学的考察の両面から総括的に明らかにする。

3. 研究の方法

バウムガルテン『形而上学』における「ヴィルキューア」の「自由」の思想が、1781年に第一版が公刊されたカント『純粋理性の批判』(Kritik der reinen Vernunft)の「超越論的弁証論」(Transzendente Dialektik)および「超越論的方法論」(Transzendente Methodenlehre)において、いかに引き継がれているかを確認する。次いで、その「自由」思想が、1785年の『道徳形而上学の基礎づけ』(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 以下『基礎づけ』と略記)においていかに転換したかを、そして、1788年の『実践理性の批判』(Kritik der praktischen Vernunft)においてどのように完成されたかを、特にバウムガルテンの思想との対比において、明らかにする。

1792年に第一篇「人間の本性における根本的な悪しきものに関して」(Über das radikale Böse in der menschlichen Natur)が発表されたのちに、1793年に残り三篇とともに公刊された『単なる理性の限界内の宗教』(Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft, 以下『宗教論』と略記)において、カントは『基礎づけ』や『実践理性の批判』の「自律」としての「自由」とは異なる「選択の自由」の思想を主題化したとする従来の解釈が誤解であることを、バウムガルテンからのコンテクストを踏まえながら「ヴィルキューア」の「自由」の思想を精査することを通して明らかにする。その際、「根本的な悪しきもの」である「悪しき格率」の受け取り(Annehmung)としての「罪」の思想にも注目し、「ヴィルキューア」の「自由」が、『基礎づけ』や『実践理性の批判』において「意志」の「自律」と言われた事態と変わりがないことを実証的に検証する。

次いで、晩年の1797年に第一部が公刊された『道徳形而上学』(Metaphysik der Sitten)における「意志」と「ヴィルキューア」との区別の思想も、『基礎づけ』や『実践理性批判』の思想を変更するものではなく、単にそこで既に明らかにされていた「意志」の「純粋性」の思想を改めて表現し直したものにすぎないということ、やはりバウムガルテンの思想との対比において、検証する。その際、「道徳形而上学への準備原稿」(Vorarbeiten zu Die Metaphysik der Sitten)等も参照して、カントがいわゆる「選択の自由」についていかに考え抜いたあげく公刊著作のような決着に至ったかを、やはり「ヴィルキューア」の「自由」の思想を軸にして明らかにする。

以上の成果を、バウムガルテン『形而上学』からカント『道徳形而上学』まで総括して、バウムガルテンから晩年のカントに至る「ヴ

「自由」の思想の連続性と転換を文献学の実証と哲学的考察の両面からまとめ上げる。

4. 研究成果

(1) まず、「ヴィルキューア」および「自由」という言葉の意味を、バウムガルテンの『形而上学』(Metaphysica)に見いだされる関連する諸概念の用法を踏まえて確認した。

バウムガルテンにおいて「意志」(voluntas (Wille))すなわち「意欲」(volitio (Wollen))の能力とは、上級欲求能力のことにほかならない。「意志」という概念は、それが上級認識能力である「理性」によって規定されるかぎりでの欲求能力を、あるいは、その欲求の動因 (causa impulsiva (Bewegursache))の表象が「理由」(motivum (Bewegungsgrund))であるかぎりでの欲求能力を意味する。

これに対して、「ヴィルキューア」(arbitrium)は、「自由なはたらき」の諸相の展開のうちに現われる概念であり、「強要」(necessitatio (Nöthigung))ないし「強制」(coactio (Zwang))との対比において見いだされる。自由の第1段階は、「自発性」であり、端的にそう呼ばれる外的強要からの自由である。これは、あらゆる実体に見いだされる最広義の自由である。より限定的な第2段階の自由を示す実体の能力が、arbitriumである。その反対のみずからに自然に可能である(みずからの支配のうちにある)ようなはたらきは「執行に関して自由」と言われるが、この内的強要から自由な実体が、「何故にそうした自由なはたらきについてそう規定され別様には規定されないのかがそこから認識されるところの、その実体がなす認識」が「好み」(libitus (Belieben))と言われる。この好みに従って欲求する能力がarbitriumである。

arbitriumは、好み理由である場合、「自由なarbitrium」(arbitrium liberum)「端的にそう言われる自由」(libertas simpliciter sic dicta)、「道徳的自由」(libertas moralis)と呼ばれる。この最狭義の自由は、否定的に言えば、感性的刺戟による規定に依存しないということ、肯定的に言えば、理性によって規定されうる、理由を規定根拠となしうるということ意味するものであり、「意志」と重なることになる。

(2) 『純粋理性の批判』において、ヴィルキューアの概念は、内容的にもバウムガルテンと全く一致する形で見いだされる。しかも、第3段階の自由が「純粋な自由」ではない、すなわち、純粋理性によるものへ限定されていない点まで同じである。のちのカントから見れば他律でしかないのに「実践的自由」と言われているが、そうではあっても、この自由は、理性を規定根拠となしうるという

ことを意味するものであるかぎりにおいて、自律としての自由へと展開しうるものである。

『基礎づけ』以降においては、バウムガルテンから継承した第3段階の自由は、いまや「自律、すなわち、自己自身に対して法則であるという意志の特性」以外の何ものでもないと言われ、「純粋実践理性の自律」となる。この意味での自由は、もはや間接的にすら感性的刺戟に依存しない、純粋な理性による規定可能性という意味で、バウムガルテンの第3段階の自由概念を正確に受け継ぎながらも彼においては断念された「純粋な自由」を実現したものである。

他方、自由なヴィルキューアも、この意志概念に対応したものへとバージョンアップされる。『道徳形而上学』において「自由なヴィルキューア」の「自由」は、純粋理性によって規定されうることになるのである。「人間のヴィルキューアは、……それだけで(理性の獲得された熟達性なしに)純粋であるわけではないが、しかしそれでも行為へと純粋意志から規定されうるもの」と言われるので、いわば純粋に自由なヴィルキューアになったと言えるのである。

(3) 『宗教論』における「ヴィルキューアの自由」は、ヴィルキューアが問題であるかぎりにおいては「悪しきものでありうる」格率による規定を含意することができ、悪しき行為の根拠を説明できるものである。しかし、そのヴィルキューアが「自由」と呼ばれるのは、あくまでも、ヴィルキューアが道徳的法則の命令のもとにあり、さらにはその命令のみずからの十分な規定根拠になしうるという点を指し示してのことであると理解すべきである。だからこそ、「ヴィルキューアはかの〔道徳的〕諸法則(義務概念)に関しては自由である」と言われるのである。また、単なる格率による規定可能性を「自律」と言うことも本来できない(現にカントもそう呼んでいない)。純粋理性による規定だけが自律たりうるのである。

『宗教論』の中でカントが、「義務が……べしと命令する。……自分はそれをなしうるのでなければならぬ、それゆえ、自分のヴィルキューアは自由である」と言っていることから、この著作のヴィルキューアの自由を意志の自律と重ねて理解せねばならないことが分かる。

(4) カントが現象としてのヴィルキューアが経験においてしばしば選択の能力の実例を与えると言ったとき、「道徳的法則」を意識している人間が、それにもかかわらず、その法則に反して選択する能力を経験するということが念頭に置かれている。しかし、この経験は感覚されるだけであるから、「そのことによって intelligibel な有としての人間の自由が定義されうるわけではない」。

というのも、現象としてのヴィルキューアは、超感性的客観としての自由なヴィルキューアを理解させないからである。したがって、ヴィルキューアの自由は、「法則に依拠しているか、あるいは反して行為するという選択の能力」によって定義されえない。

(5)『宗教論』で主題化される帰責の根拠としての intelligibel な行ないにおいても、選択の自由は見いだされない。なるほど確かに intelligibel な行ないにおいては選択の余地が認められなくてはならない。しかし、この余地が「自由」と呼ばれることはない。それは、単に用語法の問題としてそうなのではなく、ヴィルキューアの自由の規定根拠が純粋理性であるが故の必然的帰結でもある。

自由を「選択する能力」と見なすとしても、この能力はよきものしか選べない。悪しきものを選択したとすれば、それは無能力のなせる業とでも言うしかない。悪しきものを悪しきものとして選択するということは intelligibel な意味ではありえないのである。だからこそ、カントが認める「そうしないこともできる」という他行為可能性は、悪しき行為がなされた場合に純粋実践理性によって規定されることもできたのに「自律」に即した形だけである。

人間の本性の悪性は、「悪意〔Bosheit〕というよりも、むしろ心胸〔Herz〕の倒錯〔Verkehrtheit〕と称されるべきである」と言うしかないのも、こうした事情を踏まえてのことである。よきものを選べなかったであって、決して悪しきものを選ぶ、悪しきものを欲するというのではない。そういう意味でも、悪しきものを選ぶ自由を含意するような選択の自由は、カント実践哲学のうちに決して場所をもたない。

(6)カントはしばしばリベラリズムの一員として扱われるが、彼が尊重する自由は「選択の自由」ではないし、「intelligibel な行ない」も個人の個々の現実の行為の選択を対象としたものではない。また、リベラリズムは、選択の内容によしあしを設けず、ただ「同意なしには何も強制されない」という意味での「選択の余地」を確保することに腐心するが、カントにとっては「選択」それ自体には価値はない。あくまでも道徳法則をみずからの選択の理由にすること、そうできるという意味での自由だけに道徳的価値があるのである。

アウグスティヌスが毒麦のたとえを用いて誰が悪しき者であるか断言することはできないと言ったように、私たちにできることは道徳法則の声を聞き、そこから意欲しようと努めることだけであって、誰かに責任を帰せしめたり、みずからをその個人的選択によって誇ったりすることではない。カントの自由論はアウグスティヌスのものとは逆向き

かもしれないが、その目指すところは意外と近いかもしれない。カントはルターを評して、「人間の arbitrium は可能性に関するかぎり自由であり、現実性すなわち獲得された習性に関するかぎりは奴隷的である。……ルターは奴隷的な arbitrium についての本を書いたが、彼は正しかったのである」と言う。アウグスティヌスは、現実的な arbitrium のあり方を自由と呼び、カントは、可能性に関するかぎりでの arbitrium の特性を自由と呼んだ。どこを自由と呼ぶかが違うだけで、見ていた事態は同様であるように思われる。もちろん、カントにおいては宗教とは区別された道徳における「善への自由」に力点が置かれている点は忘れてはならないけれども。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

1. 檜垣良成、自由な Willkür の自由 - バウムガルテンからカントへ -、『日本カント研究』、査読有、No.15、2014 年、133 - 146 頁

2. 檜垣良成、選択と自由 - カントにおける悪の根拠 -、『哲学・思想論集』(筑波大学人文科学研究科哲学・思想専攻) 査読無、第 39 号、2014 年、57 - 71 頁

3. 檜垣良成、バウムガルテンの意志論 - カント哲学のコンテクストとしての -、『筑波哲学』、査読有、第 21 号、2013 年、14 - 33 頁

4. 檜垣良成、Kant und der Rationalismus - Die Realität der Erkenntnis aus der reinen Vernunft -、『哲学・思想論集』(筑波大学人文科学研究科哲学・思想専攻) 査読無、第 38 号、2013 年、61 - 70 頁

5. 檜垣良成、幸福と自尊心 - カント倫理学と現代 -、『哲学・思想論集』(筑波大学人文科学研究科哲学・思想専攻) 査読無、第 37 号、2012 年、69 - 85 頁

6. 檜垣良成、動機論としてのカント倫理学、『日本倫理学会大会報告集』、査読有、第 62 集、2011 年、20 - 23 頁

〔学会発表〕(計 3 件)

1. 檜垣良成、悪への自由の不在 - カントにおける Willkür の選択と帰責の問題 -、カント研究会第 278 回、2014 年 2 月 23 日、法政大学 92 年館

2. 檜垣良成、カント実践哲学における選択の自由 - 自由概念の再検討のために -、日本

カント協会第 38 回学会、2013 年 11 月
23 日、早稲田大学国際会議場

3. 檜垣良成、動機論としてのカント倫理学
(主題別討議「カント倫理学と現代」提題)
日本倫理学会第 62 回大会、2011 年 10 月 1
日、富山大学五福キャンパス

6 . 研究組織

(1)研究代表者

檜垣 良成 (HIGAKI, Yoshishige)

筑波大学・人文社会系・准教授

研究者番号：10289283